

第1回

せたな町総合計画策定審議会議案

と き / 平成18年5月29日(月) 午後2時～
ところ / せたな町役場第3会議室

第1回せたな町総合計画策定審議会次第

- 1 開会
- 2 開会あいさつ せたな町長
- 3 辞令書交付
- 4 審議会委員の紹介
- 5 せたな町総合計画策定審議会の設置等について (P2～P6)
- 6 議案審議
 - 議案第1号 せたな町総合計画策定審議会正副会長の選任について (P7)
せたな町総合計画策定にかかる諮問 (P8～P9)
 - 議案第2号 せたな町総合計画策定基本方針について (P10～P15)
- 7 その他
- 8 閉会

せたな町総合計画策定審議会の設置等について

- (1) せたな町総合計画策定審議会条例
- (2) せたな町総合計画策定審議会運営規則
- (3) せたな町総合計画策定審議会委員
- (4) せたな町総合計画策定推進体制

せたな町総合計画策定審議会条例

平成17年9月1日

条例第13号

(設置)

第1条 せたな町総合計画の策定に当たり、町長の諮問に応じ必要な調査及び審議を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、せたな町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 国又は道の地方行政機関の職員
- (5) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員は、諮問に係る調査及び審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長がこれに当たる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 審議会は、その任務を遂行するため必要であると認められるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第6条 審議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策調整課において行う。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年9月1日から施行する。

せたな町総合計画策定審議会運営規則

平成17年9月1日
規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、せたな町総合計画策定審議会条例(平成17年せたな町条例第13号)第6条に規定する専門部会(以下「部会」という)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 せたな町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)に次の部会を設け、会長の指名する委員をもって組織する。

- (1) 生活環境専門部会
- (2) 福祉文教専門部会
- (3) 産業経済専門部会

- 2 部会は、その所掌に係る専門の事項及び審議会から付託された事項について調査審議する。
- 3 各部会の所掌事項は、別表のとおりとする。
- 4 各部会に部会長及び副部会長各1人を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、部会の調査審議に係る経過を審議会に報告するものとする。
- 8 部会の議事は、部会委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(会議の招集)

第3条 部会は、部会長が招集する。

- 2 審議会の会長及び副会長は随時会議に出席し、意見を述べることができる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、会長が審議会に諮り別に定める。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

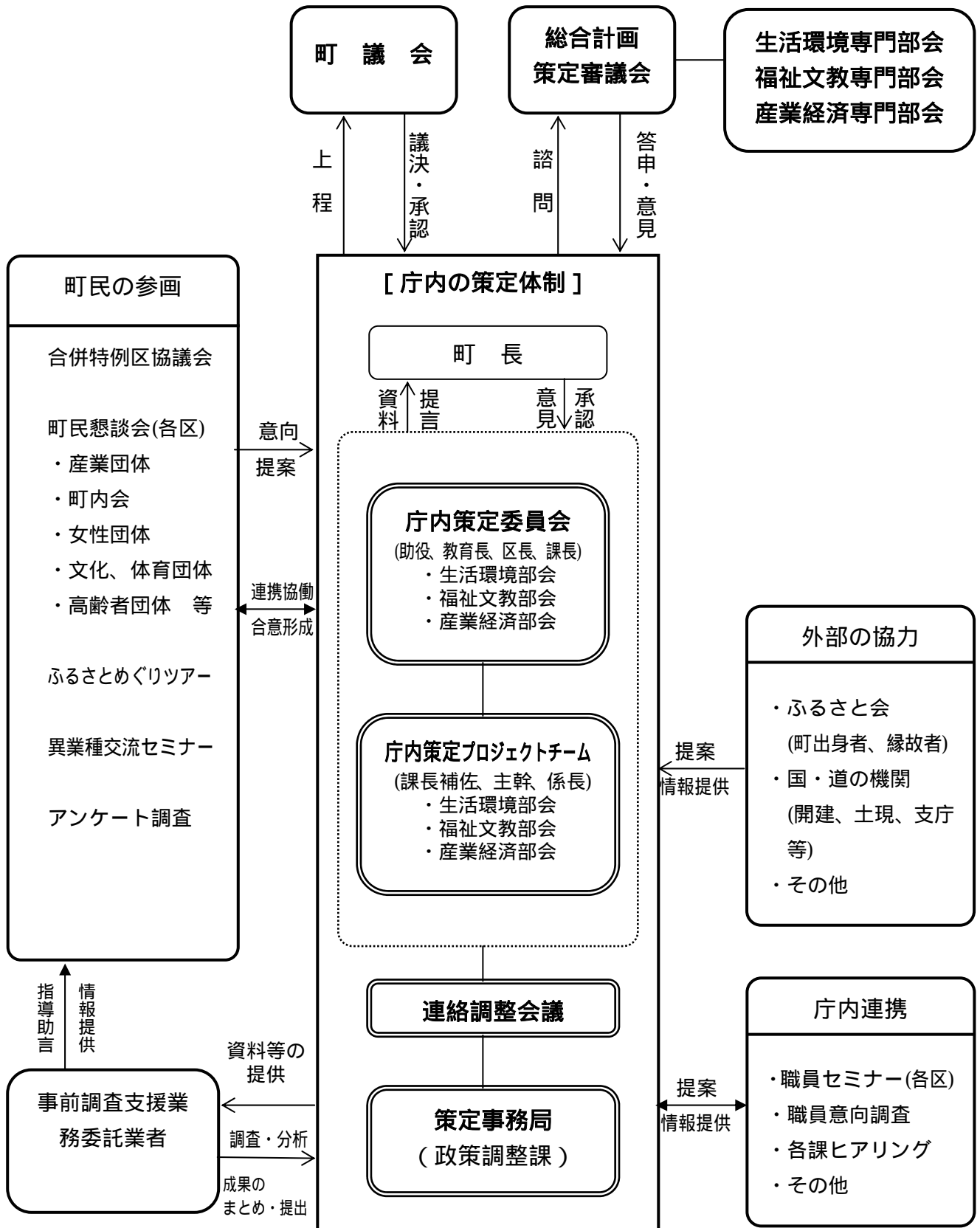
別表(第2条関係)

部会名	所掌事項		
生活環境専門部会	生活道路 土地利用 住宅 衛生 交通安全・防犯 消費生活	通信 土地保全 環境 治水・治山 コミュニティー 都市計画	公園・緑地 自然保護 上・下水道 公害 防災・消防・救急 その他
福祉文教専門部会	児童福祉 障害者福祉 学校教育 社会体育	母子(父子)福祉 低所得者福祉 社会教育 国際交流	高齢者福祉 保健・医療 芸術・文化 その他
産業経済専門部会	農業 水産業 商業 勤労者福祉	林業 エネルギー 観光 その他	畜産 鉱工業 港湾

せたな町総合計画策定審議会委員名簿

氏 名	役 職		専門部会
江 上 恭 司	せたな町議会議員	(北檜山区)	福祉文教部会
奥 村 喜美男	せたな町議会議員	(大成区)	産業経済部会
熊 野 主 税	せたな町議会議員	(瀬棚区)	生活環境部会
工 藤 芳 江	せたな町教育委員会委員長	(瀬棚区)	福祉文教部会
三 上 博 則	せたな町農業委員会会長	(北檜山区)	産業経済部会
菅 原 克 博	北海道檜山支庁地域政策課長		生活環境部会
佐 藤 佑 二	せたな町建設協会会長	(北檜山区)	生活環境部会
石 川 文 枝	都市計画審議会委員	(北檜山区)	生活環境部会
佐久間 治 男	北檜山区合併特例区協議会長	(北檜山区)	生活環境部会
佐々木 秀 雄	せたな町社会福祉協議会長	(北檜山区)	福祉文教部会
千 葉 憲 之	北檜山小学校 PTA 会長	(北檜山区)	福祉文教部会
加 藤 始	北檜山町農業協同組合常務	(北檜山区)	産業経済部会
田 井 重 久	新函館農業協同組合若松支店長	(北檜山区)	産業経済部会
内 田 尊 之	北檜山町商工会副会長	(北檜山区)	産業経済部会
福 田 東洋司	大成区合併特例区協議会長	(大成区)	生活環境部会
稲 船 弘	久遠郵便局長	(大成区)	生活環境部会
濱 口 幸 登	元宮野郵便局長	(大成区)	生活環境部会
田 中 基 己	特別養護老人ホーム大成成長生園長	(大成区)	福祉文教部会
羽二生 みつ子	大成町商工会女性部副部長	(大成区)	福祉文教部会
亀 井 久 子	元大成町社会福祉協議会ホームヘルパー	(大成区)	福祉文教部会
佐 藤 昌	ひやま漁業協同組合大成支所長	(大成区)	産業経済部会
光 銭 浩	大成町商工会青年部	(大成区)	産業経済部会
堀 川 直 一	瀬棚町内会連合会副会長	(瀬棚区)	生活環境部会
武 山 正 悦	瀬棚区合併特例区協議会副会長	(瀬棚区)	生活環境部会
関 田 禮 子	元瀬棚町保健推進協議会長	(瀬棚区)	福祉文教部会
桂 田 富 次	せたな町子ども育成会連絡協議会長	(瀬棚区)	福祉文教部会
弦 卷 淳	元瀬棚町史編さん委員	(瀬棚区)	福祉文教部会
二本柳 均	新函館農業協同組合瀬棚支店長	(瀬棚区)	産業経済部会
斉 藤 誠	ひやま漁業協同組合副組合長	(瀬棚区)	産業経済部会
稲 船 国 晃	瀬棚町商工会青年部長	(瀬棚区)	産業経済部会

《 せたな町総合計画策定推進体制 》



議案第 1 号

せたな町総合計画策定審議会正副会長の選任について

せたな町総合計画策定審議会条例第 4 条の規定により、次のとおり会長及び副会長を選任する。

平成 1 8 年 5 月 2 9 日提出

せたな町総合計画策定審議会

会 長 _____

副会長 _____

副会長 _____

せ政第 520006 号
平成 18 年 5 月 29 日

せたな町総合計画策定審議会会長 様

せたな町長 高 橋 貞 光

せたな町総合計画の策定について (諮問)

新町「せたな町」の均衡ある発展と住民生活の向上を図るための礎となる指針として、せたな町総合計画策定審議会条例第 1 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 計画期間 平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間
- 2 策定内容 基本構想及び基本計画

昨年9月1日、旧北檜山町・旧大成町・旧瀬棚町が合併し新町「せたな町」が誕生、平成18年度を迎え新たなスタートを切りました。

合併前の旧町においては、自然や歴史的遺産を大切にしながら地場産業の振興を基本とした活力ある地域経済を確立し、福祉の向上と教育・文化の高揚、住みよい生活環境の整備をはじめ、多岐にわたり効果的な各種施策を展開し、郷土を愛し、誇りの持てる魅力あるまちづくりを推進して参りました。

国の行財政改革など地方自治体を取り巻く環境は大きく変わり、こうした社会変化を的確に見極めた、新しい時代へのまちづくりが求められております。

せたな町では、将来のまちづくりの基本となります「せたな町総合計画」を策定するため、その諸準備を取り進めております。

総合計画は、行政運営を計画的に進めるための総合的な指針となるものであり、平成20年度から平成29年度までの10か年の計画です。新しい町の歴史の第一歩として、より良いまちづくりを進めるため、幅広い町民参加のもと、計画策定の内容と今後のスケジュールなど十分ご検討いただき、せたな町総合計画策定審議会のご答申を賜りますよう、ここに諮問申し上げます。

議案第2号

せたな町総合計画策定基本方針について

せたな町総合計画策定基本方針を別紙のとおり定める。

平成18年5月29日提出

せたな町総合計画策定審議会会長

せたな町総合計画策定基本方針

1 せたな町総合計画策定にあたって

総合計画は、行政運営を計画的に進めるための総合的な指針となるものであり、まちづくりの施策を町民に示し、理解と協力を求める役割を果たすものとして、地方自治法の規定に基づき基本構想を中心に将来の目標や基本施策をまとめるものです。

せたな町は、平成17年9月1日、旧北檜山町・旧大成町・旧瀬棚町が合併し新しく誕生したことから、せたな町のまちづくりの基本となる「せたな町総合計画」を策定いたします。

2 せたな町総合計画策定の基本的な考え方

せたな町における総合計画は、合併前の旧3町において策定されておりました総合計画、合併時に作成されました「新町まちづくりプラン(新町建設計画)」、さらにはこれらとの整合性を図りながら作られました「過疎地域自立促進市町村計画」、その他各分野の諸計画に掲げられました施策や事業を取り込み、将来を的確に見据えたまちづくりを目指したものとします。

3 せたな町総合計画策定の視点

総合計画は、より良い地域づくりを進めるためのせたな町における最も上位に位置づけられる計画です。今日の極めて不透明な社会変化を見極めながら、住民参加の視点に立った実効性ある計画づくりが大切です。このような観点から、次の視点を踏まえ計画の策定を行います。

(1) 住民参加による計画

総合計画の策定は、合併後の「せたな町」の将来はもとより、地域づくりを学び、考え、議論する絶好の機会でもあり、町民一人ひとりが新町「せたな町」の一員としてまちづくりに参画する必要があります。

(2) 新しい時代の流れに敏感で未来に挑戦する計画

国や北海道の行財政改革など、地方自治体を取り巻く厳しい環境を背景に、少子高齢化の進展、地球規模での環境・エネルギー問題、地域産業の振興等、時代の流れや町財政を的確に把握しながら、従来の発想や継続的な施策に終始することなく、常に新たな課題目標を設定し、挑戦する姿勢が必要です。

(3) 尊重される実効性の高い計画

総合計画の策定は、計画書をつくることが目的ではなく、より良い地域づくりを進めることが目的です。計画書は、そのための青写真といえます。したがって、計画策定時に策定の意義を共通認識するため、より多くの町民や職員の参画のもと計画内容の周知と計画の適切な進行管理が重要です。

(4) わかりやすく、親しみのもてる計画

町民が共有できる将来目標をしっかりと示し、町民の活動を誘発・支援するような施策を掲げ、町民にわかりやすい言葉遣いや表現に努めます。

4 せたな町総合計画の計画期間の設定

せたな町総合計画の計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10か年間とします。

5 せたな町総合計画の構成

せたな町総合計画の構成は、次のとおりとします。

(1) 基本構想

当町を取り巻く現状や課題を整理しながら、町の将来像を掲げ、目標とする将来像を実現するために必要な施策の基本的な方向を定めます。また、計画の推進にあたって留意すべき事項なども掲げます。

(2) 基本計画

基本構想を受けて、各施策の分野ごとに課題と目標を掲げ、当町の魅力や振興発展に必要な施策を示します。

計画期間は、前期5か年、後期5か年に分割して策定することとし、今回は前期5か年計画(平成20年度から平成24年度)を策定します。

(3) 実施計画

基本計画に掲げた施策展開に基づき、推進する主要な事業を掲げます。この計画期間は3か年とし、毎年度の事業評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により、事業の進行管理を行います。

6 せたな町総合計画策定作業の進め方

せたな町総合計画の策定作業は、別紙「策定スケジュール」に基づき進めます。なお、平成18年度から平成19年度までの約2年間を調査検討・策定期間とします。

(1) 策定審議会における協議検討

議会や教育委員会、農業委員会の代表、各公共団体の役職員など有識者で構成するせたな町総合計画策定審議会を経て策定されます。審議会は、全体会議と各専門部会に分かれて協議し、計画を取りまとめ町長に答申します。

(2) 合併特例区協議会での協議検討

各区に設置されています合併特例区協議会において、地域に関する重要事項等について協議いたします。

(3) 住民参加による計画策定

予備調査

住民懇談会等を開催するにあたり、懇談の参考資料とするため、まちづくり活動などに係わっている方の意向調査を行います。

住民懇談会等

各区ごと各分野・団体別に開催する住民懇談会、異業種交流セミナー、3区合同によるふるさとめぐりなどにより、意向・提案等の把握に努め、計画策定に反映いたします。

住民意向調査

住民懇談会での意見などを基に、広く町民の声を把握するため、全世帯を対象にアンケート調査を行い、町民の意向の把握に努めます。

情報公開

計画策定の作業進捗状況等は、町広報・町ホームページ等により適宜公表することとします。

(4) 庁内策定体制

庁内策定委員会

特別職、課長職により構成し、現状と課題、住民意向の整理、具体的な素案のとりまとめを行います。

庁内作業部会(策定プロジェクトチーム)

補佐職、係長職により構成し、各部会ごと現状と課題の取りまとめ、住民意向の分析、具体的な素案づくりを行い、策定委員会に報告します。

連絡調整会議

必要に応じ、策定委員会及び作業部会により重要事項の確認を行います。

せたな町総合計画の全体策定スケジュール(平成 18 年度～平成 19 年度)

区分	平成18年度 4月	7月	10月	1月	平成19年度 4月	7月	10月	1月	
作業内容	現況調査・住民意向の把握 →				総論・基本構想の検討 →	基本計画の検討 →	実施計画・重点計画の検討 →	全体調整(最終) →	議会審議 → 議決
審議会 (専門部会)	第1回(諮問)		第2回		第3回	第4回	第5回	第6回(答申)	
町民意見 の把握	予備調査 公表	住民懇談会等	町民意向調査	< 随時、公表などで公表 >					案の公表・意見募集 団体、地区別説明会等
行政	庁内策定会議・作業部会								
(事務局)	基礎資料の収集整理・各会議体の運営、成果とりまとめ				総合計画の案の整理・関係部局との調整				

広報、ホームページを通じて、随時、進捗状況の公表を予定。

せたな町総合計画（平成18年度）の作業スケジュール

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
作業内容	事前調査(現況調査・住民意向調査)						総論・基本構想の検討						
審議会	第1回(諮問) 「主旨説明」						第2回 「住民意向、現況と課題、方向性」						第3回
住民参加	予備調査 活動者意向調査(有識者・委員経験者・団体・活動者) 住民懇談 区別・団体別・異業種交流セミナー・3区住民合同 町民意向調 全戸配布 「住民意向」の整理 一般町民には、広報、町ホームページを使い、適宜、公表												
行政	庁内策定会議・作業部会 職員意向調査 職員まちづくりセミナー 理事者・各支所・各課ヒアリング						～ 随時開催 「職員意向」の整理						
事務局	基礎資料の収集整理 ・各種会議帯の運営企画、成果のとりまとめ ・既往施策の進捗状況の整理(施策評価作業) ・現況と課題の検討(庁内作業部会成果のとりまとめ)						「現況と課題、施策の方向性」の整理 総論、基本構想(たたき台)の作成 ・章構成 ・総論(たたき台) ・基本構想(たたき台) ・主要指標、施策体系 ・既定計画の進行管理、施策評価						

その他 意見交換等